

中之条町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、中之条町移住体験住宅（以下「体験住宅」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 移住施策を推進するため移住を検討している者へ、移住地での実生活を体験できる施設として設置する。

(名称及び位置)

第3条 体験住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 古町住宅

位置 中之条町大字伊勢町1195番地

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者 本町への移住希望者のうち、町の移住担当窓口を通じて移住しようとする者をいう。
- (2) 体験住宅 日常生活を営むための家具及び電化製品などを備え、手軽に町内での移住体験ができるよう町が貸し付ける住宅をいう。

(管理運営)

第5条 体験住宅は中之条町が管理（以下「管理者」という。）し、効率的な運営に努めなければならない。

(使用の期間)

第6条 体験住宅の使用期間は、1か月以上6か月以内とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは期間の変更をすることができる。

(使用の許可)

第7条 使用者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による使用許可をする場合において、体験住宅の管理運営上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、若しくは許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 体験住宅を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他体験住宅の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取り消し等)

第9条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、使用を取り消し又は中止させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を得たとき。
- (2) 使用者が条例又は規則に違反したとき。
- (3) 管理上その他の理由により町長が必要と認めたとき。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは使用料を減免することができる。

(損害賠償)

第11条 使用者は、体験住宅の設備等を破損したときは、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情と認めたときは、この限りでない。

(管理の委託)

第12条 町長は、体験住宅の管理運営を委託することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、体験住宅の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	期間	料金	備考
住宅使用料	1 か月	30,000円	使用期間に1 か月未満の端数がある場合は、1 か月を30日として日割計算により算出 (10円未満切り捨て)
寝具使用料	1 セット	2,000円	左記料金の他に、使用日加算金として使用日数に100円を乗じた金額を徴収する。